

【令和7年度 第3回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和7年8月6日（水） 14:30～16:30

2 場 所 新潟美咲合同庁舎2階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、磯部委員、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、片山委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、田中委員、竹越委員、廣井委員

事務局 福岡労働局長、中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

- (1) 新潟県最低賃金専門部会報告
- (2) 新潟県最低賃金の改正について（答申）
- (3) 新潟県特定最低賃金の改正の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局]賃金室長補佐

これより、第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

最初に、定足数についてご報告いたします。本日については、労働者側委員、櫻井委員が所用のため欠席されております。ですので、労働者側の委員の方は4名ということになります。公益委員の方、小渕委員が3時までで退席される予定となっています。そこで、定足数としましては、公益の方が4名、労働者側委員の方4名、使用者側委員の方が5名の合計13名となっています。こちら、最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることになります。こちらをご報告いたします。

また、今日の審議会につきましては、新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づいて、公開となっております。本日は10名の方が傍聴ということで、傍聴しておられます。また、報道の方が何社か見えられておりますので、こちらについてもご報告いたします。

それでは、議事進行について、会長にお願いいたします。

[長谷川会長]

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。議題1、新潟県最低賃金専門部会報告です。

専門部会の審議結果を、部会長から報告していただきたいと思います。

[事務局]賃金室長

ただいま専門部会報告をお配りしますので、しばらくお待ちください。

(資料配布)

[佐々木部会長]

お手元に資料をお配りいたしました。

それでは、私から、専門部会の報告をいたします。

専門部会では、令和7年7月2日に付託されました新潟県最低賃金の改正決定につきまして、慎重に調査、審議を重ねてまいりました。

その結果、配布しております報告書別紙1のとおり、新潟県の最低賃金を65円引き上げ、1時間1,050円とする結論に達しましたことをここでご報告申し上げます。

そのうえで、当専門部会といたしましては、別紙2のとおり、審議する中で、特に使用者側委員からご主張がありました、中小企業・小規模事業者への支援策などについて、政府へ要望する旨を、附帯決議として報告書の中で申し添えさせていただきます。

また、別紙3のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の新潟県最低賃金、時間額931円は、令和5年度新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところでございます。

専門部会の報告は以上となります。

[長谷川会長]

どうもありがとうございました。

事務局からご説明はございますか。

[事務局]賃金室長

公益委員見解について説明させていただきます。

ただいま配布したものになります。

はじめに、令和7年度の新潟県最低賃金の改定につきましては、7月30日以来、本日至るまで4回の会議を開催し、労使双方の委員から改定額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど、十分な審議を尽くしたところです。

しかしながら、労使の隔たりは大きく、一致に至らず、公益代表委員がこの見解を示すこ

ととしております。2番に労働者側委員の主張、3番に使用者側委員の主張。これはこれまでの審議の中でもされているものをまとめたものになります。

この見解の4番のところについて、ご説明させていただきます。

今年度の改正につきましては、物価高騰による現下の経済及び労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者の置かれている厳しい状況を踏まえて、新潟県における関係データを注視して、法に定める3要素を検討してまいりました。3要素については、1から3に記載させていただいております。

労使の委員からそれぞれ新潟県の各資料を根拠に合理性を有する意見をいただきましたが、先ほども申したとおり、歩み寄り、一致が見られず、公益委員として見解を出したところになります。

それで、今回は、以上の3要素を総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視いたしました。具体的には、新潟市消費者物価指数の食料の平均 6.67 パーセントを参考値として用い、65 円を引上げ額としております。なお、その端数処理においては、66 円引き上げた 1,051 円の影響率が 28.02 と 1,050 円の 26.31 から大きく上昇していることから、その影響は大きいと判断して、引上げ額を 65 円としているところでございます。

最後の6ページになりますが、政府への要望ということで、中小企業・小規模事業者が新潟県は多いわけですが、そこに置かれている今の課題について、政府への要望をまとめております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

ただ今、部会長からご報告、また、事務局から公益委員見解の概略を説明いただきました。

専門部会では、全会一致に至りませんでした。よって、専門部会の報告のとおり、新潟県最低賃金の改正をすることにつきまして、当審議会で議決したいと思います。

ただいまの報告、また、ご説明について、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、議題の2、新潟県最低賃金の改正についてに進みたいと思います。先ほどの部会報告を踏まえて、答申文案を事務局から配布をお願いいたします。

(事務局答申文案配布)

[長谷川会長]

皆様のお手元にわたりましたでしょうか。

それでは、答申文案を読み上げてください。

[事務局]賃金室長

では、読み上げさせていただきます。

新潟労働局長、福岡洋志殿。新潟地方最低賃金審議会長、長谷川雪子。

新潟県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和7年7月2日付け新労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和5年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額931円）は令和5年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

別紙1。新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、新潟県の区域、
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,050円、
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの精皆動手当、通動手当及び家族手当、
- 6 効力発生の日、令和7年10月2日。

別紙2。新潟県最低賃金と生活保護との比較について。

- 1 地域別最低賃金、
 - (1) 件名 新潟県最低賃金、
 - (2) 最低賃金額、時間額931円、
 - (3) 発効日、令和5年10月1日、
- 2 生活保護水準
 - (1) 比較対象者、12歳から19歳の単身世帯者、
 - (2) 対象年度、令和5年度
 - (3) 生活保護水準（令和5年度）、生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万9,219円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について。上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかつた。

以上になります。

[長谷川会長]

一つよろしいですか。別紙3がついていないのですけれども、皆様のお手元に別紙3は。そうですね。これが本当は別紙3なのが別紙2になつていて、そして、別紙2がついていません。政府への要望の部分が入っていないと思います。

取り急ぎ、政府への要望の部分を皆様に配布することはできますか。

[事務局]賃金室長

すぐ用意します。

[長谷川会長]

もし時間がないようでしたら、報告書のほうに。

[事務局]賃金室長

はい、報告書に。

大変失礼いたしました。その別紙 2 に政府要望がつくのですが、政府要望につきましては、先ほどご説明させてもらいました公益委員見解の 6 ページのものになります。

[長谷川会長]

皆さん報告書をお持ちなので、報告書の別紙 2 を使っていると思います。

[事務局]賃金室長

失礼いたしました。報告書の別紙 2 も同じものになります。生活保護が、本来、別紙 3 になります。すみません。政府要望が別紙 2 になります。

政府への要望について、読み上げさせていただきます。

新潟県においては、中小企業・小規模事業者が 99 パーセントを占め、中間材生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている上、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの、依然として二極分離の状態にあることから、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しい状況も認められる。また、新潟県は面積が広く小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、労働者の待遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、官公庁における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。

生産性向上の支援については、各種の支援制度が用意されているが、中小、ここ、すみません、企業が抜けております。中小企業・小規模事業者には、利用が難しく、効果が十分でないとの意見があることから、可能な限り多くの企業が賃上げを実現できるように、手続きの簡素化や要件の緩和、助成率の拡大など、利用しやすく有効な支援制度になるよう改善を図ることを強く要望する。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の業種別の省力化投資推進プラン

などの施策については、国内の事業者数に比し目標数が少なく、限られた事業者だけでは普及にはつながらないと思料されるため、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を十分に活用できるよう、周知等を徹底するとともに、利用しやすい制度とし、着実に実行されるよう要望する。

各種の制度融資などのうち、生産性の向上を図る目的のものについては、金利の軽減や利子補給、要件の緩和などの策を講じ、利用する事業者の支援に繋がる制度にすることを要望する。

加えて、新潟県内をはじめとする地方では、大企業などを川下とするサプライチェーンに属せず、地域の中小企業・小規模事業者の繋がりの中で事業を行ったり、地元の消費者に密着した事業を行っている中小企業・小規模事業者も少なくないことから、消費者などに対して、価格転嫁に理解を求めていくことや、物価高対策を進めていくことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。

以上になります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

再度、一応確認いたします。答申案につきまして、いくつか訂正がございます。別紙1はそのままで、めくると別紙2になっていますが、こちらは別紙3の間違いです。新潟県最低賃金と生活保護の比較については別紙3となります。こちらはご訂正ください。それで、別紙2につきましては、後ほど配布されるかとは思いますけれども、先ほど報告いただきました部会からの報告書の別紙2と同じものが入ります。

これに基づいて採決を行ってもよろしいですか。待ちますか。

[使用者側 徳武委員]

答申文の文案そのものに、新しく入る別紙2について言及されていませんけれども、これは必要なものではないですか。

[長谷川会長]

そうですね。どうでしたか。報告書のところは。

[事務局]賃金室長

失礼いたしました。読み上げる文章としては、先ほど報告書の、すみません、切り抜きで申し訳ないですが、3行目の「その上で」以下のところ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2、こここの部分の表現を答申のほうに入れさせていただき、答申文の「また、別紙2」というものを「別紙3」にさせていただきたいと

思います。

[長谷川会長]

今の説明で、確認いたします。今回の答申案について、別紙2の部分の文面が抜けております。何が入るかといいますと、報告書の中の上から3行目、「その上で、当審議会としては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、別紙2のとおり政府等に対し強く要望するべきであることを申し添える。」この一文が入ります。

その後、「また、別紙2のとおり」と書いてあるのが、「別紙3」に変わります。なので、その部分を修正してください。

休憩しますか。

[事務局]賃金室長

はい。すぐ、そろい次第。

[使用者側 徳武委員]

今、会長が正しくおっしゃったとおりだと思うのですけれども、非常に、私ども、時間のない中で審議して、事務局も非常に大変だと思いますが、やはり、最低賃金審議会の性格から言って、この場で修正ということであれば、むしろきちんとした、きちんとするというか、整理したものを作っていただいて、それをお配りいただいたうえで採決していただきたいと思いますので、可能であれば、休憩を取るなり、十分な時間を持って準備していただきたいと思います。

[長谷川会長]

承知しました。それでは、答申案について、訂正文を入れ込んだものを再度配布していくだけということで、一度休憩とさせていただきます。

どれくらいの時間が必要になりますか。

[事務局]賃金室長

10分でお願いします。

[長谷川会長]

10分で。では

(休憩)

[長谷川会長]

お手元に答申案が配られたかと思います。内容をご確認ください。一番頭のところに関しては、先ほど抜けておりました要望の部分の文章が入っております。

別紙 1 が最低賃金の影響する地域だったり使用者だったり、別紙 2 が政府等への要望になっております。別紙 3 が生活保護との比較になっております。

ご確認いただけましたでしょうか。

[事務局]賃金室長

では、一言、すみません。4 行目の、当審議会です。これは直させていただきます。申し訳ございません。

[長谷川会長]

そうですね。1 枚目の上から 4 行目の当審議会のところ、漢字が違っておりますので、こちらはまた後ほど修正させてください。

もう一度申し上げます。「当審議会としては、中小企業・小規模事業者が」というところ、点「、」になってますが、そこを中黒「・」に修正いたします。いろいろまだ少し修正点ございますが、皆さん的手元にまいりました答申案で、採決にかけてよろしいでしょうか。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、答申文案について採決します。今年度の改定額につきましては、65 円引き上げまして 1,050 円とすること、並びに政府への要望に係る附帯決議を含めた答申案について、採決を行います。

採決の方法なのですけれども、少し複雑ですが、3 回に分けて行いたいと思います。

1 回目は、改定額 1,050 円を内容とする別紙 1 と、それから、生活保護との比較の別紙 3 を一緒に、別紙 1 と別紙 3 につきまして、皆様の賛否の意向を伺います。

2 回目は、政府への要望に係る附帯決議の別紙 2 について、皆様の賛否の意向を伺います。

3 回目は、全部合わせて、全体としてこの答申案について賛否を伺うという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、1 回目の採決を行います。別紙 1 と別紙 3 につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

確認いたしました。

挙手の方 7 名と確認しております。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

確認いたしました。5名で確認いたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

賛成7名、反対5名でしたので、改定額1,050円を内容とする別紙1と生活保護との比較の別紙3につきましては、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成と認められました。

続きまして、2回目の採決を行います。別紙2についてです。政府への要望に係る附帯決議の別紙2に賛成の方、挙手をお願いいたします。

事務局、確認をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

確認いたしました。13名で確認しています。

[長谷川会長]

13名はいないような気がします。5足す3足す4ですので、12名です。

[事務局]賃金室長補佐

失礼いたしました。12です。1多い。失礼いたしました。12名になります。

[長谷川会長]

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

いらっしゃらないですね。

[事務局]賃金室長補佐

こちらはゼロ名で確認しています。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

賛成12名、反対ゼロ名ですので、政府への要望に係る附帯決議の別紙2については、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成と認められます。

続いて、3回目の採決を行います。今度はこの答申案全体になります。この答申案全体に

つきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。
確認をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐
7名で確認しています。

[長谷川会長]
ありがとうございます。
次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長補佐
5名で確認しています。

[長谷川会長]
ありがとうございます。
賛成7名、反対5名でしたので、賛成多数によりまして、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、過半数以上の賛成と認められます。よって、専門部会報告のとおり決定いたします。
それでは、答申文（案）のとおり、答申いたします。

[事務局] 賃金室長補佐
それでは、会長と局長は前のほうにお進みください。
報道の方、撮影の準備等お願いいたします。

(答申文を局長に手交)

[事務局] 賃金室長補佐
よろしいでしょうか。
それでは、席にお戻りください。

[長谷川会長]
答申文の配布をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長
配布いたします。

(答申文を配布)

[長谷川会長]

皆様のお手元にわたりましたでしょうか。

新潟県最低賃金の改正を局長に答申いたしました。

これまでの関係委員各位のご苦労に感謝いたします。誠にありがとうございました。

[事務局]賃金室長

それでは、ここで、新潟労働局長の福岡からお礼のあいさつをさせていただきたいと思います。

[事務局]新潟労働局長

労働局長の福岡でございます。

まず、委員の皆様、大変多忙の中、また度重なる日程調整の変更がある中で、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

また、本日、大変、事務局の不手際がございまして、本当に貴重な、無駄な時間を使わせていただきまして、事務局を代表しておわび申し上げます。また、傍聴の皆様方、あるいは報道関係者の皆様方も、本当に大変申し訳ございませんでした。この場を借りておわび申し上げたいと思います。

この間の審議に当たりましては、それぞれの委員のお立場の中で、大変難しい判断をされたというように承知しておりますが、本日、そういう中で答申を頂戴したところでございます。この答申を踏まえまして、今後、しかるべき手続きの後、最低賃金額の改定額が決定したあつきには、私ども労働局といたしまして、まずもって周知を徹底したいというように考えております。

また、本日も政府要望のお話を頂戴いたしましたので、しっかりと実のある要望を関係部署にしていくことをこの場でお誓いしたいというように考えております。また、私ども、ハローワークにも求人、多数頂戴いたしますけれども、改訂されれば、その求人の関係も見直したり等の作業が発生することになると思いますけれども、しっかりとそういったことを労働局一丸となって対応させていただきたいというように考えております。

本日は、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

[長谷川会長]

それでは、今後の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

今後の日程について説明させていただきます。

異議申出の関係になります。

本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申いただきましたので、最低賃金法第 11 条及び最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、本日公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 8 月 21 日木曜日までが異議申出期間となります。申出期間終了後の 8 月 22 日、金曜日になりますが、開催予定の第 4 回本審で申出のありました異議について、取扱いについてご審議いただくことになります。

なお、8 月 22 日の審議の後、官報公示を行い、12 月 2 日の発効予定となっております。以上となります。

[長谷川会長]

10 月 2 日の発効予定ということで、よろしいですか。

ありがとうございました。

次に、議題（3）に進みたいと思います。議題（3）「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

説明させていただきます。

お配りしますところに、特定賃金の申出に係る資料がございますので、ご覧ください。

当局には、現在適用されております特定最低賃金、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業、各種商品小売業の 3 種類がございます。

この 3 種類全てから、改正に係る申出の提出をいただきました。配布させていただいております資料、これは抜粋ですが、いずれも必要書類、例えば、申出を行う者が代表する基幹的な労働者を明らかにする書類、あるいは労働協約等が提出されております。また、必要事項、例えば、申出する者が代表する基幹的労働者の範囲、あるいは申出の理由等、これが記載されていることを事務局の審査において確認しております。

申出の要件ですが、全ての業種において労働協約ケースの申出の要件である基幹の概ね 3 分の 1 以上の者の合意が必要です。事務局において各申出を審査したところ、いずれも受付締切時点で要件を満たしているものと認められますので、受理いたしました。

したがいまして、改正の必要性について、局長から諮問させていただきたいと思います。

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、諮問を行わせていただければと思います。また会長、局長は前にお進みください。報道の方、また撮影されるようでしたら撮影してかまいませんので、よろしくお願ひいたします。

[新潟労働局長]

では、お願ひします。

新潟地方最低賃金審議会長、長谷川雪子殿。

新潟労働局長、福岡洋志。

最低賃金の改正決定の必要性の有無について。諮問でございます。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定移管する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めるものでございます。

記といったしまして、まず一つ目、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。これは平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 2 号でございます。二つ目、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。これは平成 20 年新潟労働局最低賃金公示の第 3 号でございます。三つ目、新潟県各種商品小売業最低賃金。これは平成 20 年新潟労働局最低賃金公示第 4 号でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

分かりました。

よろしくお願ひいたします。

[事務局]賃金室長補佐

どうもありがとうございました。

続きまして、あとは会長からまたお願ひいたします。

[長谷川会長]

ただいま、既存の 3 業種に係る特定最低賃金の必要性について、諮問を受けました。

それでは、電子部品、自動車、各種商品小売業の順でご審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

それでは、最初に、電子部品の特定最低賃金改正の必要性につきまして、審議をいたします。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

[労働者側 永井委員]

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業についてです。

資料のとおり、7月15日に申出書を提出させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

意見を申し上げる前に、事務局に確認させていただきたいのですけれども、この3件の申出書それぞれに適用される労働者数の割合がそれぞれ書いてございます、今回の引き上げを踏まえて、大筋は変わらないということでおよろしいですか。

[事務局]賃金室長

はい、変わりません。

[使用者側 徳武委員]

確認なのですから、例えば、自動車小売業あるいは各種商品小売業の申出書に、適用事業者数と労働者数が入っておりますが、事業所数というのは、当たり前ですけど事業所単位であって、これは企業数ではないですね。極端なことを言うと、一つの企業であっても複数の事業所を抱えていれば事業所数のカウントとして全部カウントされるという理解で間違いないでしょうか。

[事務局]賃金室長

そのとおりです。

[使用者側 徳武委員]

分かりました。

それで、各論の申出に対する意見を申し上げる前に、特定最低賃金に関する私たちの基本的な考え方についてご説明したいと思います。

ご存じのとおり、特定最低賃金につきましては、その業種の中で、この点に合致する労働協約が適用になっている労働者の割合が概ね3分の1以上あれば申し出ができるということになっております。

それで、これは特定の職場というか、事業所の最低賃金の協約が残りの事業者にも罰則をもって適用されるということで、非常に強制力があるものでございます。そういう観点から

しますと、私どもは、本来ならば労働協約の適用される適用労働者数については、少なくとも過半数はあるべきだろうというように考えております。

ですが、当審議会では、従来から 3 分の 1 以上あれば必要性を認めていたという経緯がございますので、その経緯を尊重して対応させていただいているということでございます。

そのような中で、今ほど申し上げました電子部品につきましては、以前から、これは三つの中分類業種が一括りになっているというところで、問題意識を述べさせていただいております。これは中賃の審議会の答申、考え方の中にも、特定最低賃金については、産業分類上の小分類もしくは細分類を原則とするという考え方方がございます。これはなぜかというと、ここには、資料には書いてございませんけれども、業種が違えば、仕事のやり方とか内容が全く違うことがありますので、そうしたものにまたがって、特定最低賃金を適用するということは適当でないという考え方によるものだと私どもは理解しております。

そうした中で、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、従来から三つの中分類が一つの業種になっている。それで、中身を見ますと、この業種の中の個別の会社を見ますと、スーパー L S I とかシリコンウエハなどの最先端のものを作っている事業者から、いわゆる汎用品とか住宅設備のようなものを作っている事業者まで、全く業務内容の異なる事業者が一つの括りになっているということで問題提起させていただいており、従来の審議の中で、問題意識については労側の委員にも共有させていただいたということでございます。

そこで、まず、意見を述べる前に、永井委員から、その問題についての検討状況についてご説明いただきたいと思います。

[労働者側 遠藤委員]

すみません、私からお答えさせていただいてよろしいですか。

[使用者側 徳武委員]

構いません。

[労働者側 遠藤委員]

ありがとうございます。

徳武委員から問題提起いただいたとおり、この分類に関しましては、これまでの審議会の中で共通の認識を持たせていただいたかなというように思っております。

それで、今ほどの検討の進捗といった部分ですけれども、私もいわゆるこの産業を司っている電機連合と連携させていただいておりますけれども、この分類が決まったのが、私も議事録を少し確認させていただきましたが、平成 14 年ころの審議会であったというように認識しております。

そのころの議事録も、私も取り寄せさせていただいて、非常に膨大なものですから、結果

的に、結論から申し上げますと、少しまだ検討した意見としてはまとまっていない状況でありますので、今、明確にこういうことですということでお答えする状況にはないということで、ご回答ということにさせていただきます。

[使用者側 徳武委員]

分かりました。ありがとうございます。

それからもう1点なのですけれども、先ほどから申し上げました割合の考え方、3分の1以上については従来からの慣例というか、それを踏まえて、認めておりましたということですけれども、この業種につきましては、今ほど申し上げた三つの業種が一括りになっているということで、少し違う問題意識を持っております。例えば、三つの中分類それぞれに3分の1以上、あるのかどうかということを明らかにしていただきたいと思うのですけれども、そこについてはお願いできるでしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

この場でということであれば、すみません、私も今、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとこの場でご回答はできかねるところでございます。

[使用者側 徳武委員]

私どもとしては、そちらを拝見したうえで判断させていただければというように思っておりますので、今日の段階では、是非について回答はできかねるという状況でございます。

[長谷川会長]

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに諮問及び関連資料につきまして、ご質問はございませんか。

今のやり取りを見たところ、今、結論は出せないと、継続審議という形になるかと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

労側としては、ぜひ、こうしたことでいただければありがたいと思います。

[長谷川会長]

分かりました。

[使用者側 徳武委員]

私どもとしては、ここで結論を出す、そういう必要性があるとは考えておりませんので、十分に労使で問題点を協議させていただいたうえで決定させていただければと思っており

ます。

[長谷川会長]

分かりました。

それでは、継続審議としたうえで、引き続き、自動車に移ってもよろしいでしょうか。

自動車の特定最低賃金改正の必要性について、審議いたします。まず、また労働者側からご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労働者側 田辺委員]

自動車側労働委員の田辺です。よろしくお願ひいたします。

7月28日、資料添付のとおり申入れをさせていただきました。内容につきましては、自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業の特定最低賃金になります。人数等はこちらの申出書控えのとおりになりますので、ご検討いただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

ありがとうございます。

こちらも一つ教えていただきたい点があります。私どもに配られた資料で、先ほど、事業所数のお話をしましたけれども、拝見しますと、新潟県における自動車小売業の事業所数が1,314事業所あると。その中で、最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳ということで、この事業者数が12ということになっております。

非常に少ないなというのが、実は、見て取れるのですけれども、これは企業の数というのは分かりますか。それぞれの企業、企業数。というのは、何が言いたいかというと、一つの企業は事業所を、例えば、三つも四つも持ついらっしゃるということで、それぞれ労働協約を作ついらっしゃる。同じ会社なのですけれども、事業所数で言うと四つとか五つになつてしまつというか、なるということになるので、例えば、極端な話ですけれども、企業が100とか200とかありますという業界の中で、極端なことを言えば2社とか3社のところ、従業員がたくさんいらっしゃる企業の労働協約をもつて特定最賃をかけるのだというのも、それは適切なのかなという、実は、考え方とかを持っていまして、可能であれば、事業所だけではなくて、企業数を教えていただきたいと思います。

[労働者側 田辺委員]

承知しました。

[使用者側 徳武委員]

今、教えていただくことは可能ですか。

[労働者側 田辺委員]

実を言いますと、添付資料の 2 ぱつ、1-1 の最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳のところの事業所数、12 事業所と書いてありますけれども、これが、何というのでしょうか、本社があり支店がそれぞれあるというところで、本社の数が 12 です。

[使用者側 徳武委員]

本社の数が 12。

[労働者側 田辺委員]

数が 12 ということです。ですので、もし、細かい数字が必要であれば、それぞれの職場というか店舗を調べて 12 をかけるとその数字が出てくるという形になります。

[使用者側 徳武委員]

ということは、ここは事業所と書いてありますけれども、イコール企業の数、それぞれの会社の数と。

[労働者側 田辺委員]

そうです。

[使用者側 徳武委員]

分かりやすく言うと、言い換えると 12 社ありますという理解でよろしいのでしょうか。

[労働者側 田辺委員]

そうです。12 社ということです。

[使用者側 徳武委員]

分かりました。

それで、12 社あるということですので、この 1,314 というのは、実は何社かとなると、多分、そう簡単に出ないということですか。

[労働者側 田辺委員]

そうですね。

[使用者側 徳武委員]

分かりました。

それで、先ほど申し上げましたけれども、自動車の業種につきましては、どちらの企業も同じ業務内容、仕事の内容で業務をされておられますし、今回、お申出いただいた適用労働者数の割合が 0.35 ですか。

[労働者側 田辺委員]

そうです。

[使用者側 徳武委員]

そうですね。3 分の 1 を超えているということですので、これは必要性ありというように考えますけれども、この割合は従来よりも少し減っていますか。

[労働者側 田辺委員]

数字で言うと、ほぼ横ばいです。

[使用者側 徳武委員]

そうですか。これは前、4 割ちょっとくらいではなかつたですか。

[労働者側 田辺委員]

昨年、一昨年がこの 0.35 で、その前の年が 0.4 いくつでした。

[使用者側 徳武委員]

なるほど、分かりました。

必要性ありという結論は変わらないのですけれども、先ほど、冒頭、私が申し上げたように、やはり、過半数はあるのが、やはり、あるべき姿だろうと思ないので、ここは関係労使のご努力で、こここの割合の数字をなるべく上げていただく、それで、納得性が高まるものにしていただければということをお願いして、必要性はあります。

[労働者側 田辺委員]

承知しました。

ありがとうございます。

[事務局]賃金室長

すみません、私ども事務の、事業所数は直していただかないといけないかと思うので、次回までに、各 12 企業にどれだけの事業所があるのかという合計を出して提出いただくようにお願いしたいと、そこは少し確認して下さい。

[長谷川会長]

分かりました。

[使用者側 徳武委員]

ということは、12 社で、事業所数を数えるともっとありますよということですね。

[労働者側 田辺委員]

そうです。

[使用者側 徳武委員]

では、直していただいたほうがいいのかなと思います。

[労働者側 田辺委員]

承知しました。

[長谷川会長]

他に何か、諮問及び関連資料につきましてご質問等ありませんか。

よろしいですか。

こちらに関しましても、まず、書類の手直しをしていただいたうえで検討するのがいいのかなと思いますので、自動車に関しても継続審議という形にさせていただきたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

いや、使側としては。

[長谷川会長]

大丈夫なのですよね。

[使用者側 徳武委員]

12 社だということであれば。

[長谷川会長]

そうではあるのですけれども、どうしても答申は三つ一緒にやらなければいけない、これは昨年に引き続きそういった形になっております。

[使用者側 徳武委員]

内容をより詳細にご説明いただいたうえで、判断できるのであればと思います。

[長谷川会長]

申し訳ございません。ご協力ありがとうございます。

異議はございませんか。よろしいですか。

それでは、継続審議とさせていただきます。

引き続きまして、各種商品小売業の改正の必要性について審議をいたします。事務局から補足説明があるようなので、お願ひいたします。

各種商品について、補足というように。特にないですか。ないようでしたら、そのまま進めたいと思います。

[事務局]賃金室長

大変失礼しました。今、申出いただいている各種商品の、ご覧いただきたいのが、5番の申し出の理由のところに、最も低い労働協約の金額というので 1,035 円と記載されております。

今回、新潟県最低賃金が改正されると、1,050 円ということで、この協約を上回る形になります。特定最低賃金につきましては、協約しているものが地域別最低賃金を上回っているという状況で金額を決定しなければならないものになっておりますので、今回、これが下回ってしまうということになります。

こういうようなケース、全国でもあるのですが、なるべく、今回の引上げを受けて、協定も引き上げができるものであれば、それを考慮して審議を進めていくというような全国的な運用になっておりますので、そのことを説明させていただきます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

それでは、まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

[労働者側 片山委員]

それでは、片山から説明させていただきます。

1月 16 日に申出を行いまして、先ほど事務局からありましたとおり、現状況は埋没しているという形となっています。これは昨年と、昨年は同額でしたけれども、上回る金額ではないというところでございますが、実際に、申入れの際は、最低賃金の 985 円を上回ってい

たという状況でございますので、各労働組合に確認いたしまして、このあと引き上げる意向があるかというところが取れるようであれば、また追加で申出をさせていただきたいと考えております。

昨年は 985 円以上を修正するということがなかったということなので、今年に関しては、現段階で金額が決まったところもございますので、次回、8 月 22 日までに、どういった状況になるかは事務局を通じてお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

次に、使用者側からご意見を伺いたいと思います。

[使用者側 徳武委員]

多分、制度的なところで分かりにくかったと思いますので、使用者側の認識も含めて、もう一度確認させていただきたいと思います。

こちらの申出書、4 月 16 日の時点では県最賃が 985 円であったので、協約の中で最も低い賃金が 1,035 円と上回っているので、ここに書いたとおりの比率であったということですけれども、先ほど、県最賃が 1,050 円と決定しましたので、現時点での人数が、3,440 人が、要するに変わったということです。減ってしまうので、それを計算すると 3 分の 1 にはならなくなってしまったということでよろしいのですか。

[労働者側 片山委員]

ではなくて、金額が 1,050 円より上回っていないので、通れないということです。

[使用者側 徳武委員]

最も低い 1,035 円が、本来ならば 1,050 円を上回っていないと、制度的にそもそもちょっと取り上げられないというのが、まず、皆さんからのお話で、それに対して、片山委員は関係労使の状況を確認して、次回の審議会で決定するまでに、この 1,035 円を上回る、今、除外条項になってしまったところをクリアできる状況であれば、そのときに申し入れをするので、そのときに審議をしたいというようなお話でよかったです。

[労働者側 片山委員]

そういうことです。

[使用者側 徳武委員]

皆さん、理解していただけましたでしょうか。

ということであれば、異存はありませんけれども、一つ申し添えていただくと、結果はど

うなるか分かりませんけれども、私ども、以前から、こちらの業種の方については、特にコロナ禍のときによく言われましたけれども、いわゆるエッセンシャルワーカーだということで、社会を支えていただいている業種だということで、非常にこういう、今、まだ結果は出ていませんけれども、そういう状況になってしまったのは私どもとしても非常に残念だと思っております。

ぜひ、関係労使でご努力いただいて、状況をクリアできるようにお願いしたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

今ほどのように、次の8月22日までの間に、再度、労働協約のところで上回ることがあるか確認いただくという形で、継続審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、異議なしということですので、各種商品小売業の改正決定の必要性につきましては継続審議といたします。

以上のように、審議を行った結果、三つの特定最賃につきましては継続審議とすることが確認されましたので、次回の本審におきまして、三つの改正の必要性の有無について、改めて審議することといたします。

遠藤委員、お願ひいたします。

[労働者側 遠藤委員]

すみません、1点、事務局へのお願いになろうかというように思いますけれども、先ほど電気の部分の、分類ごとの割合というお話をしたので、適用労働者数の分母のところ、それぞれの分類の。これは私どもでは調べきることができませんので、そちらについては、ぜひ、事務局の皆様からご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

[事務局]賃金室長

確認して、連絡させていただきたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

続きまして、議題(4)「その他」につきまして、事務局から何かございますか。

[事務局]賃金室長

第1回審議会においてご質問あった、適用労働者について確認しましたので、ご報告いたします。

前回の説明で、令和3年の経済センサスの速報版から、今回、確定版に変わったことをご説明しましたが、そこは確認した結果、やはり、そのとおりだということです。また、令和3年経済センサスの事業所母集団を基礎資料として、最低賃金に関する基礎調査結果から得られた適用除外労働者数を削除していると、このような流れで、最終的に確定した人数が最低賃金の要覧に記載されております。

なお、総務省から提出を受ける事業所母集団のデータについては、企業名が伏せられて、業種、企業規模のデータのみとなっているということで、内容は検証できないということになりますので、報告させていただきます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

今の説明について、何かご質問等ございませんか。

よろしうござりますか。

その他はこの1点でよろしいですか。

[事務局]賃金室長

はい。

[長谷川会長]

分かりました。

それでは、議題はこれで終わりましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

それでは、事務局から説明させていただきます。これから日程のことになります。先ほども説明しておりますけれども、第4回本審を8月22日の金曜日、午前10時を予定しております。場所はこちら、2階の労働局会議室において開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、異議の申立てについては、ホームページ等について案内をいたします。8月21日が期限となりますので、よろしくお願ひいたします。日程の説明については以上となります。ご質問等ありますでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして、第3回新潟地方最低賃金審議会を閉会といったします。お疲れさまでした。